

○ グローバル化の進展に対応した統計の整備

(今後5年間に講ずべき具体的施策)

適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。

平成24年7月の改正出入国管理及び難民認定法施行に伴い、順次、集計項目の拡充等を実施

在留外国人統計

- ・ 集計対象を「外国人登録をしている者」から、「在留外国人(中長期在留者及び特別永住者)」に変更
- ・ 在留外国人に加え、短期滞在者等を含めた総在留外国人の集計も実施
- ・ 主な国籍別・都道府県別・在留資格別の集計について、国籍を上位3か国・地域から、上位5か国・地域に拡充
- ・ 在留資格(在留目的)別の集計について、「特定活動」の在留目的の区分を2区分から14区分に拡充
- ・ 年齢別の集計について、5歳区分から1歳区分に拡充
⇒以上について、平成25年6月実施・公表済み
- ・ 市・区別の集計を全ての市区町村別に拡充
⇒平成25年7月末頃に実施・公表予定

出入国管理統計

- ・ 国籍別・在留資格別の入国外国人及び出国外国人の集計(月報)について、一部の国籍・地域から全ての国籍・地域に拡充
⇒平成25年1月分の月報から実施・公表済み
- ・ 国籍別の入国外国人及び出国外国人の集計(年報)について、一部の国籍・地域から全ての国籍・地域に拡充
- ・ 在留資格(入国目的)別の集計(年報)について、「特定活動」の入国目的の区分を3区分から13区分に拡充
- ・ 在留資格を取り消された人員等の集計表を新設
⇒以上について、平成25年分の集計値(年報)を平成26年に実施・公表予定